

中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針

中小企業者の疑問

- 金融機関が貸付条件の変更等に応じなくなるのではないかと
- 金融機関による貸し渋りや貸し剥がしによって、倒産が増加するのではないかと



- 金融機関が、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべきということは、円滑化法の期限到来後も変わらない貸し渋り・貸し剥がしの発生や倒産の増加といった事態が生じないよう、引き続き、日常の検査・監督を通じて金融機関に対し、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促す
- 金融機関の顧客への対応方針が変わらないことを、各金融機関から個々の借り手に説明するよう促す

- 貸付条件の変更等を行った借り手は、25年3月までに経営課題を解決しなければならないのか



- 全ての借り手に25年3月までに何らかの最終的な解決を求めるものではない
- それぞれの借り手の経営課題に応じた最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援するよう、金融機関を促す

金融機関の疑問

- 貸付条件の変更等を行った借り手に対する金融検査が厳しくなるのではないかと



- 検査・監督の目線やスタンスは、これまでと何ら変わらない他方、個々の借り手の経営改善に具体的にどのように取り組んでいるか、検査・監督で従来以上に光を当てていく
- 金融検査マニュアル等の不良債権の定義は不変（円滑化法の廃止が不良債権の増加には直結しない）

- メガバンクが回収に走るなど対応が厳しくなるのではないかと



- メガバンクに対しても、他の金融機関と十分連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促す